

## 【別紙４】

### 公募型プロポーザルの公告

いの町紙の博物館展示室等リニューアル工事設計委託業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

いの町長 池田 牧子

#### 1 業務の概要

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| (1) 業務名称  | いの町紙の博物館展示室等リニューアル工事設計委託業務   |
| (2) 業務の目的 | 別添仕様書の通り                     |
| (3) 業務内容  | 別添仕様書の通り                     |
| (4) 業務期間  | 契約締結日から令和 8 年 3 月 1 0 日まで    |
| (5) 履行場所  | いの町紙の博物館（吾川郡いの町幸町 1 1 0 - 1） |

#### 2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする業務（以下「該当業務」という。）の実施年度において、いの町一般競争（指名競争）入札参加資格を有している者であること。
- (5) いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

#### 3 参加手続

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）  
〒781-2103 高知県吾川郡いの町幸町 1 1 0 - 1  
いの町紙の博物館（担当：田邊）  
電 話（088）893-0886  
FAX（088）893-0887

E-mail tosawasi@bronze.ocn.ne.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加申込書等の入手方法  
いの町ホームページからダウンロードすること。
- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書
  - ア 質問方法  
質問書（様式第1号）を電子メールまたはFAXにより提出する。
  - イ 受付期間  
令和7年6月19日（木）から令和7年6月26日（木）までとする。（ただし、受付時間帯は、開館日を除く9時から17時までとする。）
  - ウ 提出先及び受信確認先  
（1）に示す場所とする。
  - エ 回答方法  
令和7年7月4日（金）15時以降にいの町公式ホームページに掲載する。
- (4) 参加申込書の提出
  - ア 申込方法  
郵送又は持参。
  - イ 申込期限  
令和7年7月8日（火）17時までとする。
  - ウ 提出場所  
（1）に同じ。
  - エ 参加資格確認結果  
参加申込書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

※ 郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

- (4) 企画提案書等の提出
  - ア 提出期間  
令和7年7月16日（水）から令和7年7月31日（木）17時までとする。  
（受付時間帯は、開館日を除く9時から17時までとする。）
  - イ 提出場所  
（1）に同じ。
  - ウ 提出方法  
郵送又は持参。
  - エ 提出部数  
6部（正本5部、副本1部）

#### 4 審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は、いの町が設置する「いの町紙の博物館展示室等リニューアル工事設計委託業務プロポーザル審査委員会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

- (1) 審査会（プレゼンテーション・ヒアリング審査）  
日程 令和7年8月8日（金）（予定）

## 5 契約方法

受託候補者といの町との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書はいの町契約規則の定めるところによるものとする。

## 6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は無効とする。
  - ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
  - ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
  - オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
  - カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案限度価格）を超える場合
  - キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
  - ク 著しく信義に反する行為があった場合
- (3) 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) その他詳細は、実施要領による。